

『国際人権』公募論文規程第4条(1)に定める執筆要領

1. 原稿の内容

投稿できる原稿は、「日本語で書かれた国際人権法に関する学術的な論文で、未発表のもの」とする。」

2. 投稿資格

投稿資格は、国際人権法学会の会員（入会申請中である者を含む。）に限られる。

3. 原稿分量

原稿の分量は、マイクロソフト・ワードの文字カウントの文字数（スペースを含む。）で10,000字程度（注および図表等を含む。）とする。

4. 原稿の書式

(1) 原稿は横書きとする。

(2) 原稿は、所定の分量以内のものでなければならない。図表を含む原稿は、刷り上りで所定枚数内に収まるものでなければならない。

(3) 本文中の見出しは、1、(1)、①の順に区分する。

(4) 注は、(1)、(2)、(3)の番号を付して本文の末尾に一括する。

(5) 文献の引用は、次のように行う。

和文著書：著者『書名』（出版社、発行年）頁。

和文論文：著者「論文名」『雑誌名』巻号（発行年）頁。

著者「論文名」編者『書名』（出版社、発行年）頁。

欧文著書：著者（ファミリーネーム、ファーストネームのイニシャル）、タイトル（イタリック）、出版社、発行年、ページ。

例：Shelton, Dinah(Ed.), *The Oxford Handbook of International Human Rights Law*, Oxford University Press, 2013.

欧文論文：著者（ファミリーネーム、ファーストネームのイニシャル），“タイトル”，雑誌名（イタリック），巻号，発行年，ページ。

例：Diego García-Sayán, “The Inter-American Court and Constitutionalism in Latin America,” *Texas Law Review*, Vol. 89, (2011), pp. 1835-1862.

Vasilika Sancin, “Translating R2P’s theory into practice,” in Vasilika Sancin (ed.), *Responsibility to Protect: Lessons Learned and the Way Forward* (Univerza v Ljubljani, 2019), pp. 23-31.

発行年は、西暦を使用する。

和文・欧文以外の言語の場合は、それぞれの慣用に従う。

(6) 国内判例の引用は、原則として判例が掲載されている初出の頁を引用する。

国内判例の場合、最高裁判所判決は、大法廷判決を「最大判」と表示し、小法廷判決を「最一判」等と表示する。下級審判決は、「〇〇地判」等と表示する。判例集は、「民集」「刑集」「判時」等と表記する(例： 最大判令和△年△月△日民集□巻□号□頁。)。西暦を使用してもかまわない。

判例を収録している文献からの引用は、和文著書等に準じて記載する。

外国の判例については、各学問領域における慣例にしたがって記載する。

(7) 通達等の引用は、原則として、〇〇省令和△年△月△日□□局長通知のように表記する。西暦を使用してもかまわない。

(8) 外国の資料の引用は、資料番号、日付(なくても可)、引用頁または引用パラグラフの順に記載する。(例) CCPR/C/JPN/CO/6, 20 August 2014, para. 42.

インターネットからの資料の引用は、資料名のあとにコンマを付して URL を下記の要領で記す。(例) <https://www.ihrila.org>.

(例) <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken.html> (as of November 9, 2023).

(9) 公募論文は審査を経てから掲載されるため、公募論文提出時(審査前)においては、原稿本文または注に執筆者本人を推知できるような情報を掲載してはならない。

5. 原稿の提出

原稿の提出期間は、毎年度、学会 HP 掲載の日から 3 月 31 日(必着)までとする。

6. 原稿の提出方法

原稿の提出は、原稿(Microsoft Word ファイル)をメールに添付して編集主任・副主任宛用アドレス[editor@ihrila.org]に送信する方法とする。

7. 審査

投稿された原稿は、『国際人権』公募論文審査規程に基づいて査読を行い、編集委員会において掲載の可否を決定する。

8. 著者校正

著者による校正は、初稿のみとする。また、大幅な文字数の増加は認められない。

9. 付則

本要領は、2023 年 11 月 19 日から施行する。